

堺観光PRブースの展示に関する要綱

(目的)

第1条 本要綱は、公益社団法人堺観光コンベンション協会（以下、「本協会」という。）の定款第4条6号「郷土物産の宣伝及び指導育成に関すること」に基づき、堺市及びその周辺地域の観光振興等に寄与することを目的として、本協会が運営する観光案内所等における商品展示について定める。

(展示場所)

第2条 展示スペースは、堺市内観光案内所におけるPRブース内とする。展示スペースの大きさ、開設時間等は別表に定める。

(展示申込手続き)

第3条 展示を希望する者は、別紙申込用紙（別紙様式1号）により本協会あてに申込書を提出し、承認を得ること。

2 展示の承認を得た者（以下、「展示者」という。）は、展示品の変更等がある場合、本協会あてに事前に内容を連絡し、承認を得ること。

(展示期間)

第4条 展示期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。

2 展示者または本協会が期間中に途中解除しようとするときは1ヶ月前までに相手方に通告するものとし、この場合の展示料は月割計算とする。

(展示料金等)

第5条 展示料は、年間24,000円/1小間とする。

2 展示者は本協会からの請求に基づき所定の展示料を支払うものとする。

3 次の各号に該当する経費は展示者の負担とする。

- (1) 本協会が準備した以外の設備及び装飾に要する経費
- (2) 展示品の搬入、搬出に要する経費
- (3) 展示品の維持に要する経費で、特別に必要とする経費
- (4) 展示者の責に起因する事由により、本協会施設および他の展示品等に損害を与えたときにかかる経費
- (5) その他本協会が展示者の負担と認めた経費

(展示品募集および選定)

第6条 展示品の募集は、本協会ホームページ等により告知し、申込品の中から展示目的にあった展示品を本協会で選定する。また展示することができる商品は次の各号に適合したものとす

- (1) 堺をPRするにふさわしい郷土物産であるもの。
- (2) 展示者が製造、加工及び販売できるもの。
- (3) 商取引に応じられ、継続して供給が可能なもの。
- (4) 季節的な商品を一定期間出品可能なこと。
- (5) 説明文、宣伝文などに誇大又は虚偽の記載のないもの。
- (6) 各種法令、条例などに違反しないもの。
- (7) 特許又は実用新案などで係争中のもの、またその恐れのないもの。
- (8) 取引先および同業者の信用を害する恐れのないもの。
- (9) 危険、汚損、腐敗及び悪臭発生などの恐れのないもの。

(10) 公序良俗に反しないもの。

(展示権利の譲渡の禁止)

第7条 展示者は、展示スペース利用の権利を他に譲渡し、または転貸してはならない。

(展示品の保管)

第8条 展示品は、本協会において管理する。ただし、天災地変等やむを得ない事由による展示品の汚損、損傷又は滅失等の損害についてはその責を負わない。

(その他)

第9条 この要綱に定めのない事項、または疑義が生じたときは、展示者と本協会が協議するものとする。

附則

この要綱は、平成29年6月1日より施行する。

附則

この要綱は、平成30年3月1日より施行する。

別表

項 目		内 容
場所	(堺駅2階) ショーケース	間口 1,000mm×奥行 450mm×高さ 230mm (全18小間)
開設時間		(堺駅) 午前10時～午後7時 年末年始休館
展示料		(年間) 各24,000円/1小間